

最終更新日：平成 30 年 2 月 28 日

## 「健やか親子 2 1（第 2 次）」応援メンバー規約

（趣旨）

「健やか親子 2 1」は、21 世紀の母子保健の取組の方向性と目標を示し、関係機関・団体、企業等が一体となって推進する国民運動です。「健やか親子 2 1（第 2 次）」（平成 27 年度～平成 36 年度）では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、未来を担う子どもたちを健やかに育てるための、さまざまな取組を提示し、国民みんなで推進していくことを目的としています。

### 1. 目的

「健やか親子 2 1（第 2 次）」応援メンバー規約（以下「本活動規約」）は、「健やか親子 2 1（第 2 次）」（以下「本取組」）に参加するすべての企業・団体・大学（部局含む）等（以下「応援メンバー」）が活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

### 2. 参加資格

- （1）日本国内のすべての応援メンバーが本取組に参加できるものとします。本取組への参加にあたり、参加費、会費および登録費用はかかりません。
- （2）本取組への参加を希望する応援メンバーは、以下（3）に規定される参加申込書の提出をもって、自らが、本取組の趣旨に賛同し、その趣旨に沿った活動の推進に努めること、および本活動規約（更新後の内容を含む）を遵守することに同意したものとします。
- （3）本取組に参加を希望する企業・団体・大学（部局含む）等は規定の参加申込書を「健やか親子 2 1（第 2 次）」事務局（以下「事務局」）に提出し、事務局が当該申し込みを承認した上で応援メンバーとして登録することで、本取組に参加することができます。
- （4）公序良俗に反する営業を営むもの、または事務局および厚生労働省が応援メンバーとして不適当と認めたものについては、事務局はその参加申込を承認しない、または、事務局による登録後であっても、厚生労働省および事務局より本取組の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加を取り消されることがあります。
- （5）登録された応援メンバーの担当者およびその連絡先などに関する情報は事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。
- （6）登録された応援メンバーの担当者およびその連絡先などに関する情報に変更があった場合は、すみやかに事務局に連絡してください。

### 3. 応援メンバーの参加資格有効期間

上記2.により承認された、応援メンバーとしての本取組への参加資格の有効期間は、事務局による参加申込承認年月日から当該年度末（3月末日）までとし、当該有効期間終了の2ヶ月前までに、応援メンバーからの参加終了の申し出または事務局からの有効期間終了の指示がない限り、翌年度へ自動更新され、以後も同様とします。

### 4. 活動内容

応援メンバーは、本取組の目的を達成するために、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し活動を行います。

- (1) 応援メンバーの保有するホームページ上、広報や広告その他活動において、メンバーとして、健やか親子21シンボルマーク「すこりん」を提示することにより、本取組への参加の意思を表明します。
- (2) その他「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現という本取組の趣旨に沿った活動を行います。

### 5. シンボルマーク「すこりん」の使用等

- (1) 応援メンバーは、健やか親子21のシンボルマークである「すこりん」を、健やか親子21に関わる普及啓発に無償で使用することができます。
- (2) 応援メンバーは、「すこりん」の使用にあたり、『「すこりん」使用規程』を遵守してください。
- (3) 「すこりん」の使用可能期間は、健やか親子21の計画期間内において、上記(1)による事務局承認年月日から上記3.に規定されるメンバーの参加資格有効期間の終了までとします。

### 6. 活動報告等

- (1) 応援メンバーは、本取組に関する活動について、事務局から活動報告や情報提供の依頼があった場合には、ご協力ください。
- (2) 応援メンバーは、事務局から要望があった場合には、適宜アンケート調査にご協力ください。

※なお、応援メンバーの皆様をお願いするアンケートは、本取組の進捗状況の把握やアンケート実施以降の計画立案に資する資料の収集などを目的としたものです。ご回答いただいたアンケートの内容は統計的に処理し、組織が特定されるようなかたちで結果公表することは一切ありません。

### 7. 指導等

事務局は、応援メンバーまたはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該応

援メンバー等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本活動規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) 「すこりん」使用規程に違反し、またはその疑いがあると認められる場合  
例) 「すこりん」を商品に添付し、詐欺行為を行った場合  
例) 「すこりん」の使用において、本取組の主旨とは明らかに異なる場合
- (3) その他本取組の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

## 8. 参加の取りやめ等

- (1) 応援メンバーは、事務局に対し、規定の辞退届を提出することにより、いつでも本取組への参加を取りやめることができます。なお、この場合、上記5.(3)に定める「すこりん」の使用可能期間に拘わらず、本取組参加取りやめ後は、「すこりん」を使用してはならないものとしします。ただし、「すこりん」の使用可能期間中に「すこりん」を使用して作成した印刷物、その他制作物については、事務局に在庫数量を報告の上、当該在庫に限り使用できるものとしします。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、応援メンバーの過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、本取組及び本取組に関する活動に利用することができるものとしします。

## 9. 参加資格の取消

事務局は、応援メンバーが次のいずれかに該当する場合、当該メンバーの参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 本取組の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (3) 第三者に活動を強制したり、疑わしい行動で利益誘導を行ったと認められるとき
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (5) 応援メンバーが本活動規約または『「すこりん」使用規程』に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合
- (6) 反社会的組織とのつながりが発見された場合
- (7) 事務局の事前の書面による承諾なく、本活動規約上の応援メンバーの地位及び本活動規約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡若しくは移転し、または担保に供した場合
- (8) 他人名義での申請、その他虚偽の申請内容が判明した場合
- (9) その他、事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

## 10. 規約の改訂

本活動規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

ますので、ご承知ください。

附 則

本活動規約は、平成 30 年 2 月 28 日から施行します。